

別 紙

EU向けに輸出されるペットフード等に関する証明書の発行について

第1 趣旨

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて、欧州連合（以下「EU」という。）は、平成23年3月28日から、我が国からEUへ輸出される食品及び飼料について、Commission Implementing Regulation (EU) No 996/2012（以下「EU規則」という。）に従い、輸出国の管轄当局が発行する証明書等を求めているところである。このため、本通知により、我が国からEUに輸出するペットフード等の証明書の発行条件及び手続について定めるものとする。

第2 EUの規則に基づく証明書発行の対象となるペットフード等

我が国からEUに輸出するペットフード等（「EU域内に輸出するペットフード等の製造事業場の登録実施要領の制定について」（平成18年4月19日付け18消安第640号農林水産省消費・安全局長通知。以下「EU向け要領」という。）の別添1で定義されるペットフード及び別添2で定義される養殖魚用飼料をいう。以下同じ。）

第3 証明書の発行要件

次の1を満たし、かつ2から9までのいづれかの要件を満たすペットフード等について、証明書を発行することとする。なお、放射性セシウム（¹³⁴Cs及び¹³⁷Cs）の検査をする場合のサンプリング方法及び検査機関は別途定めることとする。

- 1 EU向け要領により、EU域内に輸出するペットフード等の製造事業場の適合事業場登録簿に登録のある製造工場であること。
- 2 平成23年3月11日より前に、製造されたものであること。
- 3 福島県、群馬県、茨城県、栃木県、宮城県、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県及び岩手県（以下「福島県等10都県」といふ。）以外の地域において製造及び積み出しされるものであること（6から9までにより検査が行われるものを除く。）。
- 4 福島県等10都県以外の地域において製造され、積み出しまでの過程において放射性物質に暴露されることなく、福島県等10都県の積み出し地経由

で輸出されるものであること（6から9までにより検査が行われるものと除く。）。

- 5 群馬県、茨城県、栃木県、宮城県、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県及び岩手県において製造及び積み出しされるものであること（6から9までにより検査が行われるものと除く。）。
- 6 静岡県において生産又は加工された茶・きのこ類を50%以上含有するものであって、放射性セシウム（ ^{134}Cs 及び ^{137}Cs ）について検査した結果、EU規則で定められた基準未満のものであること。
- 7 山梨県において生産又は加工されたきのこ類を50%以上含有するものであって、放射性セシウム（ ^{134}Cs 及び ^{137}Cs ）について検査した結果、EU規則で定められた基準未満のものであること。
- 8 福島県において製造されるもの又は福島県等10都県において生産若しくは加工された別表1の福島県等10都県それぞれの対象品目を50%以上含有するものであって、放射性セシウム（ ^{134}Cs 及び ^{137}Cs ）について検査した結果、EU規則で定められた基準未満のものであること。
- 9 生産又は加工地が不明な原料を50%以上含有するもので、放射性セシウム（ ^{134}Cs 及び ^{137}Cs ）について検査した結果、EU規則で定められた基準未満のものであること。

第4 証明書の申請手続

- 1 証明書の発行を申請する者は、次の（1）から（7）までに掲げる書類を消費・安全局畜水産安全管理課長又は各地方農政局長宛に提出するものとする。
 - (1) 証明書発行申請書（別記様式1）
 - (2) 「EU向け要領」別記様式第2号による「EU域内に輸出するペットフード等の製造事業場の適合事業場登録簿への登録について」の写し
 - (3) パッキングリスト、船荷証券（BL）等、輸出する製品の特定が可能で、証明書の記載事項について確認できる書類
 - (4) 第3の2に該当する場合は、製造年月日を証明することができる書類
 - (5) 第3の3から8までに該当する場合は、製造地及び使用した原料の50%以上の生産、加工地を確認できる書類
 - (6) 第3の4に該当する場合は、(5)に加え、積み出しまでの過程において放射性物質に暴露されないことを確認できる書類
 - (7) 第3の6から9までに該当する場合は、検査機関からの検査結果、その他別途定める保管記録等

2 畜水産安全管理課又は各地方農政局消費・安全部安全管理課は、第4の1の（1）から（3）まで、及び必要な場合は、（4）から（7）までの内容を確認の上、別記様式2により、証明書を発行する。